

## 反社会的勢力に対する基本方針

1. **組織としての対応**
  - 反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。
  - 役員および従業員の安全を確保します。
2. **外部専門機関との連携**
  - 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築します。
3. **取引を含めた一切の関係遮断**
  - 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。
  - 不当要求は拒絶します。
4. **有事における法的対応**
  - 反社会的勢力による不当要求に対して、民事および刑事の両面から法的対応を行います。
5. **裏取引や資金提供の禁止**
  - 反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以上